

平成十年運輸省令第十九号

中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則

規定に基づき、並びに同法を実施するため、中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則を次のように定める。

(中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定の申請)

**第一条** 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第十四条及び第十六条の規定による。第四条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び本店の所在地並びに代表取締役又は代表執行役の氏名
- 二 支店の所在地

前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三 中部国際空港等(法第三条第一項の中部国際空港等をいう。)の設置及び管理に関する基本的な計画

- 一 主たる株主の氏名又は名称
- 二 役員の名簿及び履歴書

法第四条第一項第二号に掲げる要件を備えていることを証する書類

- 三 法第四条第一項第三号の株式の発行に関し次の事項を記載した書類

イ 募集株式の種類及び数

- 四 ロ 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金額をいう。)又はその算定方法

ハ 募集株式と引換えにする金額の払込みの期日又はその期間

- 五 ハ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ホ 政府に募集株式の割当てを受ける権利を与えるようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

- 六 ハ 払込みの取扱いの場所

八 法第四条第一項第三号の株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し  
(商号等の変更の届出)

**第二条** 指定会社(法第四条第二項の指定会社をいう。以下同じ。)は、法第四条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の商号又は本店の所在地
- 二 変更の予定期日

(新株を引き受けける者の募集の認可の申請)

**第三条** 指定会社は、法第五条第四項の規定により新株を引き受けける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとする。

- 一 うとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 株式交換をする株式会社(以下「株式交換完全子会社」という。)の商号及び住所

- 三 二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに指定会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 三 株式交換完全子会社の株主(指定会社を除く。以下同じ。)に対する株式の割当てに関する事項

- 四 四 株式交換がその効力を生ずる日

五 五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由

- 六 六 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下同じ。)又はその算定方法

三 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

- 四 四 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 五 五 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七 特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受けれる者の募集をしようとするときは、その理由

八 新株を引き受けれる者の募集の方法

九 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十 新株を引き受けれる者の募集により取得する金額の用途

十一 新株を引き受けれる者の募集の認可の申請

十二 (募集新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請)

十三 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十四 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十五 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十六 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十七 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十八 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

十九 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十一 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十二 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十三 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十四 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十五 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十六 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十七 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十八 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

二十九 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十一 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十二 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十三 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十四 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十五 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十六 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十七 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十八 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

三十九 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

四十 新株予約権を引き受けれる者の募集の認可の申請

<p><b>第二条</b> 株式交付に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに指定会社の資本金及び準備金の額に関する事項</p> <p><b>第三条</b> 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項</p> <p><b>第四条</b> 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権）付社債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する）を譲り受けたときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として株式を交付する場合に限る。次号において同じ。）</p> <p><b>第五条</b> 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の指定会社の株式の割当てに関する事項</p> <p><b>第六条</b> 株式交付がその効力を生ずる日</p> <p><b>第七条</b> 株式交付に際して株式を発行しようとする理由</p>	<p><b>(株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請)</b></p> <p>指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 株式交換完全子会社の商号及び住所</p> <p>二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法</p> <p>三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項</p> <p>五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に對して当該新株予約権に代わる指定会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項</p> <p>イ 指定会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容</p> <p>ロ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、指定会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>六 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の指定会社の新株予約権の割当てに関する事項</p> <p>七 株式交換がその効力を生ずる日</p> <p>八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由</p>
<p><b>第二条</b> 指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交付に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 株式交付子会社の商号及び住所</p> <p>二 株式交付に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法</p> <p>三 株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項</p> <p>五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として新株予約権を交付する場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の指定会社の新株予約権の行使により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>七 株式交付がその効力を生ずる日</p> <p>八 株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由</p>	<p><b>(株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請)</b></p> <p>指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 株式交換完全子会社の商号及び住所</p> <p>二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法</p> <p>三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項</p> <p>五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に對して当該新株予約権に代わる指定会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項</p> <p>イ 指定会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容</p> <p>ロ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、指定会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法</p> <p>六 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の指定会社の新株予約権の割当てに関する事項</p> <p>七 株式交換がその効力を生ずる日</p> <p>八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由</p>

<p><b>第八条</b> 新株予約権につき、法第九条第一項の認可を受けた日</p> <p><b>第九条</b> 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数</p> <p><b>第十一条</b> 新株予約権の行使により同条第一項第五号の事業の実施の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p><b>(代表取締役等の選定等の決議の認可の申請)</b></p> <p>指定会社は、法第十三条の規定により代表取締役若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは選定しようとする監査委員の氏名及び住所</p> <p>二 前号に規定する者が指定会社と利害関係を有するときは、その明細</p> <p>三 選定又は選任の理由</p> <p>四 指定会社は、法第十三条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査等委員である取締役若しくは監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>（事業計画の認可の申請）</p> <p>指定会社は、法第十四条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び收支予算書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業計画は、法第六条第一項の事業について、その実施の方法、事業量及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。この場合において、飛行場、航空保安施設その他の施設の新設又は改良に係る事業については、同項各号の事業ごとに区分したものでなければならない。</p> <p>3 指定会社は、法第十四条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は收支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。</p> <p>（募集社債を引き受けける者の募集の認可の申請）</p> <p>指定会社は、法第十五条第一項の規定により募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受けける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集社債を引き受けける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 募集社債の利率、償還の方針及び期限その他の発行条件</p>
--	---



## (立入検査の証明書)

**第二十条** 法第二十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

## 附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二年一月二九日運輸省令第三十九号) 抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年三月二九日国土交通省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄

この省令は、商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年五月一日)

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二八日国土交通省令第三八号)

この省令は、会社法の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

**附 則** (平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

**附 則** (令和三年三月一日国土交通省令第七号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

## 別記様式（第15条関係）

別記様式（第十五条関係）

(表) 9センチメートル	
第 号 官職 氏名	
中部国際空港の設置及び管理に関する法律 第20条第2項の規定による	
検査員 証	
年 月 日登行 年 月 日限り有効	
国土交通大臣 印	

(裏)

中部国際空港の設置及び管理に関する法律抜い 第20条 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認 めるときは、指定会社からその業務に關し報告をさせ、又はその 職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、 帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明 書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解してはならない。	
第26条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報 告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 した場合には、その違反行為をした指定会社の役員又は職員は、 20万円以下の罰金に処する。	